

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (6) (29. 3 定)			
日 時	平成 29 年 10 月 2 日 (月)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 4 時 0 4 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	新谷委員長、面野副委員長、高橋（龍）・高野・松田・斉藤・ 酒井（隆行）・中村（吉宏）・横田各委員		
説明員	市長、副市長、総務・財政・産業港湾・福祉・建設各部長、 会計管理者 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記 記録担当			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に高橋龍委員、松田委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の順序は公明党、共産党、自民党、民進党の順といたします。

○委員長

まず、先日、公明党、斉藤委員への答弁について、調整が必要との申し出により中断しておりました説明員の答弁を求めます。

○福祉部長

9月28日の斉藤委員から、ふれあいパス事業に係るバス事業者へのことし4月からの支払いについて、小樽市契約規則で契約を締結することになっているが、その契約がなされていない中、何を根拠として支出しているのかという旨の御質問があり、答弁がかみ合わず、整理が必要との議事進行がありまして、整理にお時間をいただいております。この間、調整に時間がかかりまして大変申しわけありませんでした。

私どもといたしましては、市とバス事業者との間で平成28年度の負担割合のもとで29年4月からの事業継続自体は合意がなされ、実際に事業を実施していただいていることから、バス事業者からの請求に対し支払うことが義務と考え、支出してきたものであります。

しかしながら、改めて内部で調査し、さらには顧問弁護士にも確認したところ、このたびの御指摘のとおり、小樽市契約規則の適用を受ける契約であることから、当規則に照らしますと、きちんと協定を締結した上で支払うことが適切でありました。

この結果を受けまして、今後の対応につきましては速やかに検討させていただきます。大変申しわけありませんでした。

○総務部長

ただいまの福祉部長からの答弁を踏まえまして、私から、9月28日の斉藤委員の御質問に対しまして、法令に適合している旨をお答えいたしました。契約規則という事務手続を定めた法令には抵触することになりますので、発言を撤回させていただきます。大変申しわけございませんでした。

支払いに関しましては、顧問弁護士から口頭での契約が無効とは言えないため、支払い義務は発生しており、支出自体が無効や取り消しにはならない旨の見解を受けておりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

○副市長

私といたしましては、福祉部から専決の特例の決裁が上がってきた際に、支出については協定書にかわる何らかの根拠が必要である旨を指示いたしました。現に事業が行われ、支払いの義務が生じておりますので、支出はやむを得ないと判断し、押印したものであります。このことに当たっては、もう少し慎重に対応する必要があったものと反省しております。大変申しわけございませんでした。

○斉藤委員

◎ふれあいパスにおける違法な支出について

本件の協定書は、小樽市契約規則を適用すべき契約であることが明確となりました。

本年4月分から7月分までの約4,600万円は、根拠のない公金の支出であります。適切でなかったところではない

のです。今後の対応につきましては速やかに検討するなどおっしゃっておりますが、今後どうするのか伺います。

また、総務部長は、口頭での契約は無効ではないから、支出自体が無効や取り消しにはならないということですが、これは大きな疑問が残ります。お答えください。

副市長については、全く言語道断。みずからの決裁について、あたかも正当化するがごとき口ぶりで、今弁解を多々されました。どこが反省ですか。反省なんかしていないのではないですか。反省で済むような問題ではないのです。本当にしっかりと心から責任を感じて陳謝することを求めます。

それから、森井さん。市長の資格がないから、森井さんと言いますよ。「さん」もつけないくらいですよ、本当に。無責任にもほどがあります。謝って済む問題ではないのです。最大の責任は森井さんにあるのです。それが理事会で言われて、それでも謝らない。何を考えているのですか。言語道断もいいところだ。許されません。市長の資格がないことはわかっていますけれども、過去にやったことの責任は、しっかりととっていただきます。住民監査請求が起きて訴訟で負けたら、市役所が弁償するのではないのです。返還請求されたら、森井さん、あなた個人が数千万円の借金をしょうのです。よく考えていただきたい。人ごとではないのです。違法人事から始まって、高島漁港区のコンプライアンス委員会の違法、さらに今回の違法支出です。小樽市は、本当に違法だらけではないですか。違法の山です。小樽市が。このような小樽市ではなかったのだ。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

森井さんによって、この小樽のまちがずたずたに破壊されているのです。あなたのせいです。

(「責任とれ」と呼ぶ者あり)

小樽市の破壊者である自分の責任を、非をしっかりと認めて、全小樽市民に頭下げて、この場で謝罪していただきたい。それでも許されないのですよ。

○福祉部長

今後の対応につきましては、書面における協定が第一だと思っておりますので、書面における協定締結に向けて進めてまいりたいと、そのように考えています。

○総務部長

先ほどお話ししましたとおり、顧問弁護士からは、民法上口頭での契約も一応成立するというお話をお伺いしております、それで繰り返しになって申しわけないのですが、これは顧問弁護士からの見解でございますので、既に支払い義務は発生しているということで支出自体が無効とか取り消しにはならないという顧問弁護士の見解でございますので、我々はこれを受けてお話ししたということでございます。

○副市長

私とすれば、これまでも中央バスに、この間の支出について何らかの書面により手続が必要であるということをお願いをし、現在調整中でございます。この間、御心配をいただきましたことを大変申しわけなく思っております。

○市長

市長として、責任者としての見解を求められたのかなというふうに思いますが、このたびは職員なりに一生懸命行った結果ではあると思いますけれども、しかしながら今までもお話をしているとおり、規則を守らないということをしてはとすることにはやはりなりませんので、それを市長として、そのようなことがないように職員に対してしっかりと求めていくことが責任をとるべきことであるというふうに認識しておりますので、その対応においては、今お話しさせていただいたように副市長とも相談させていただきながら、しっかりと改善を図ってまいりたいと、このように考えているところでございます。

(「委員長、議事進行について」と呼ぶ者あり)

○委員長

横田委員。

○横田委員

私は質問者ではありませんので、ただいまの答弁に対して云々は申しませんが、この重大な数千万円の支出を根拠なしに払っていたと。いろいろな理由をつけておりますけれども、この今後の対応を、先ほど福祉部長が答えたのは事務的な当たり前のことですよ、協定書を書面にするというのは。

齊藤委員が言われているのは、そういうことではなく、それは当たり前なんですけれども、そうではなくて、関与した職員は一生懸命やっていると言いましたが、そのとおりですけれども、結果的にはこういうふうになった。それから、副市長、市長も責任があるとおっしゃった。それを、どうするかです。それを聞いているのだと思いますが、そういったことは一切なしに物事を進めていく。それは今の答弁を聞いていただけでは、とても、私が納得するしなは別なんでしょうけれども、委員長から、その辺のお考え等について、もし説明員からお話があれば、書面にする以外のことを考えているようであればお尋ねいただきたいと思っておりますし、説明員の皆さん方の今後のお考えも含めて、もう一度確認されたほうが齊藤委員の答弁にもお答えになるのかなと思っておりますので、処理をお願いいたします。

○委員長

ただいまの横田委員の議事進行、議事にかかわってということでもあります。確かに今の答弁を聞きますと、福祉部長も書面においての協定が第一ということなど、あと総務部長、副市長の以下の説明を聞いていますと、まだ事の重大性がわかっていない。そのような感じが大変いたします。

それで、速やかな検討。これは書面では当たり前のことですが、そのほかのことについて今、議事進行で言われましたが、ここで当然考えていることがあると思っておりますので、その点について説明していただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。それぞれにお願いいたします。

(「おかしいよ」と呼ぶ者あり)

ここまでやっているとか、明日までに何らかの形を出したいとか、そういうことでもいいですけども、何らかの説明をしていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。大変重大な問題だと思っておりますので。

(「土日があったでしょう」と呼ぶ者あり)

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

(「何されていたんですかね」と呼ぶ者あり)

まず、速やかな検討をさせていただきますという答弁でしたから、それについて書面だけではなくて検討をしているのかどうかということについてはどうなのですか。どういう方向で検討をしているとか、その方向性だけでも示すことはできませんか。

(発言する者あり)

傍聴者の方に申し上げます。発言はできませんので、発言しないようお願いいたします。

(「何か検討しているからこうやって言ったんでしょう、今」と呼ぶ者あり)

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

○福祉部長

今後の対応について、もう現在も既に書面の協定締結に向けて動いているところでありまして、これをしない限りは支払いができないということもありますので、まずこれに向けて進めてまいりたいと考えております。

(「再発防止は。またやるの、こんなこと」と呼ぶ者あり)

さらに今後またこのようなことが二度と起きないように注意をして事務処理を進めてまいりたいと、そのように考えております。今回はまことに申しわけありませんでした。

○委員長

総務部はいかがですか。

○総務部長

繰り返しになって大変申しわけございませんけれども、今、福祉部からお話がありましたとおり、やはり協定書なり覚書なり何らかの一定の書面ができて、それに基づいて支払うという形になるのが適正だと思いますので、それに向けてできるだけ早く事務処理を進めていくということが必要なというふうに思っております。

先ほど来お話ししました、口頭でも契約が成立ということはお話ししましたが、やはりきちんとした書面ができてというのが適切だと思いますので、それを早く進めてまいりたいと考えてございます。

(「違法じゃないと言ってるだけでしょう。再発防止どうするの。同じことまたやるの」と呼ぶ者あり)

(「処分は。検討しているのかしていないのかぐらい答えることがあってもいいのではないですかね。と呼ぶ者あり)

○副市長

今、部長からお話ししたとおり、手続的には、この後、中央バスとも現在進行形で進めておりますし、一定の方向性を出しながら今進めているというふうに私自身も認識しております。

また、今回の支出について言えば、相手方が中央バスということで、既に過去何年も同じ事業を継続している業者でありますし、また、口頭でやり方についても合意をいただいている。請求自体が……

(「だからいいのか。正当化するんじゃないよ」と呼ぶ者あり)

請求自体が違法な支出だということもございませんし、そういう意味で言えば手続上の不備はあったにしろ、支出の額自体に疑う余地もありませんし、さらにその事業が継続をし……

(発言する者あり)

その対価として払うほうが市としては大事なことではないかというふうな判断で、私とすれば……

(「本気で言っているの」と呼ぶ者あり)

決裁をしたところでございますので……

(「そんなもの許されない」と呼ぶ者あり)

違法な支出ということまでは言えないのではないかというふうに私自身は考えておりますので。

また、職員についても、この間、相手方との折衝で本当に汗をかいて、何とか協定に結びつける。または、書面に結びつけるべく努力したものでございますので、そういう意味で言えば、与えられた状況の中ではやむを得ない判断であったかなというふうには思っております。

(「委員長、議事進行について」と呼ぶ者あり)

○委員長

斉藤委員。

○斉藤委員

今の発言は、絶対に看過できません。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

答弁したことを覆す発言ですよ。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

自分に責任はない、何か、それでもいいのだみたいな、そんなばかなことはありませんよ。

これは許せない。撤回してください。

○副市長

責任がないとは申し上げているわけではございません。やはり、それなりの最終判断をした者としての責任は十分感じております。ただ、それに至るまでの経過がありましたので、その経過を説明させていただきました。

しかし、こういうことが起きたということは、二度と起こしてはいけないことでございますし、その責任を持った判断をしなければならないというふうに反省はしておりますので、そのことは最初に申し上げたとおりでございます。

○委員長

十分なお答えとは思えませんが、次に進めて、質問の中でやっていただきたいと思えます。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長

では、公明党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので少々お待ちください。

(説明員入退室)

共産党に移します。

○高野委員

◎ふれあいパスにおける違法な支出について

齊藤委員の議事進行で福祉部長からもいろいろお話もありました。それで、副市長の先ほどの答弁では、まあいろいろやったけれどもこの間は仕方なかったのだというような発言にも捉えられたので、それはやはりよろしくないというか、今回は協定書がない中でやったことはやはり間違いであったのだと。顧問弁護士に聞いても間違いであったのだというこの結果が出されて、それで先ほど福祉部長、そして総務部長、副市長が発言されたと思うのですけれども、本当にこれは問題があると思うのです。その辺を認識して先ほどの副市長の答弁であったのか、再度お答えください。

○副市長

何度も言いますが、私自身もまた支出負担行為の原因となるべき契約が行われないまま支出するという点については法令に適切ではないという判断は私自身はございます。そのことは先ほども申し上げているとおりでございます。

支出の責任者として、相手方に、言ってみれば適法なといいますか、正当な請求書でございましたので、そのことに支払いをするほうが現時点では選択肢とすればその選択肢を選んだということでございます。法令に違反するという点自体を認めたということではございませんし、与えられた条件の中で支出するほうが、私とすれば相手方のあることでございますので、そのほうを優先させたということでございますので、御理解をいただきたいと思えます。

○高野委員

今の副市長の答弁だと、いろいろやって法令違反になった部分は謝らなければいけなかったのだけれども、でも選択肢としてはこれしかないと思ったから選んだというような話なのですよね。だから、その選択した部分が今回だめであったよということが出されましたということを行っているのだから、何か本当にそれがいけなかった、今後このようなことはないようにしなければいけないというところが見えないというか、本当に反省しているのかなという部分が今の発言ではわからないので、もう一度お願いします。

○副市長

私としても、このようなことは二度と起こしてはならないことだというふうに十分感じております。

○高野委員

次に移ります。

先ほど、斉藤委員の議事進行に対する冒頭で答弁がありましたけれども、やはり、率直に今回の件は違法であったということが明らかになった中で、市長が何もこのことに対して触れないのは少しおかしいのでは。最終責任は自分にあるとたびたびの議会のときにも発言されていますので、全然自分は責任を感じていないのかなというふう
に率直に私は思いました。聞かれてから答えるというような感じですよ。市長は、このことに対してしっかりと責任を感じているのでしょうか。

○市長

もちろん責任は感じているところでございます。

○委員長

もっと丁寧に言ってください。聞かれたら答えるのですかということを知りましたよ。それについて質問したのですけれども。

○市長

責任を感じているか感じていないかという御指摘であったと思っておりますので、責任は感じているところでございます。

今までも福祉部長、総務部長、副市長からも答弁がありましたけれども、やはりこの件におきましてはもう二度と起こすべきではないことであるということは私も認識しておりますので、やはり私としてはそれを職員に求め、改善を図っていくことが責任として果たすべきことであると認識しております。

○高野委員

責任を感じているのであれば、やはり先ほど福祉部長、総務部長、副市長が言った後にでも、やはり市長から何か一言があるべきではなかったのかなと私は思います。

あと、この間の予算特別委員会で、市長が協定書を毎年締結しているのは5月まで知らなかったという発言がありました。その中で、チェックする書類が多かったから協定書はわからなかったというような発言であったかなと思います。

昨年の4月1日まで、毎年市長の判がしっかり押印されて、それを知らなかったその理由は書類が多かったからわからなかったというような発言は、やはり問題だなというふうに思うのです。では、このふれあいパスの協定書以外にも書類が多かったら自分は見落とすかもしれませんよとそういうことを言っているのですか。お答えください。

○市長

いえ、そのようなことを思っているわけではございませんが、事実これにおいてはそのような状況でありましたので、先日もお話をし、謝罪を申し上げたところでございます。

○高野委員

そのような状況だから、書類が多かったらそういうチェックが漏れることがあるということを知るのですかという話なのですよね。いや、もう実際に起こったことなので過去には戻れませんよ。でも、本当に今回のことは自分自身も本当にあり得ないことだと、なぜ率直にそういうふうには言わないで、このようなことがあったから自分はこうなったというような発言をされるのかなというのが本当に疑問です。

では、市長は書類が逆に少なかったら、今回は少なかったから余り目を通さなくてよかったということも言うのですかという話になるのです。だから私はやはり書類が多かった云々かんぬん言わないで、自分が起こしてしまったことは率直にしっかり認めるべきだと思います。その点はいかがですか。

○市長

御指摘のとおり、多い少ないにかかわらず、決裁案件におきましてはしっかり目を通し、その都度判断していくことになるというふうに思っているところでございます。

しかしながら、先日の案件におきましては、このような、おっしゃるように事実そのような状況になっていってしまっておりますので、それについての内容について認め、先日謝罪を申し上げたと思っているところであります。

○高野委員

今後はこのようなことはないようにしていただきたいと思います。

◎ふれあいバスの協定書について

市長にお伺いしたいのですけれども、最初に、8月25日に地域福祉課で資料が出されて、ことしの3月9日に、年度当初に遡及する条文を盛り込んでほしいということが中央バスに出され、協定書も半年にしてほしいという申し入れが出されたということが記載されているのですが、建設部と地域福祉課であわせたその経過ですね。その中にはそういう大事な部分が掲載されていないのです。

それで、8月25日の地域福祉課が出された資料では、3月16日の電話や訪問をしても協定書の締結が進んでいないという記載もされているのですが、なぜ建設部と地域福祉課であわせたときに、最初に地域福祉課で出された文章が消されているというか、しっかりきちんと載せていないのが私は本当に不思議だなと思ったのですが、それは市長の指示で記載されなかったのでしょうか。お答えください。

○（福祉）地域福祉課長

この資料につきましては、事業者とのやりとりは実際面談、メール、電話など頻繁にやりとりしておりまして、配付させていただきましたペーパーは、主要なもの、動きがあったものについて大まかな流れを説明したものであるため、細かい事務折衝に至るまでは記載していなかったところもあります。経過がわかりづらかった点につきましては、大変申しわけございません。

○高野委員

それでは、3月16日のことも、ただ単に漏れていたということなのでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

申しわけありません。3月16日分は漏れております。

○高野委員

本当に大事な部分なのでね。最初に出された資料と後から出された資料、そしてちょうど市長の提案説明のときに我が党の川畑議員からあわせて記載してほしいと言われて書類を提出してほしいということで、各党派にも配付されたと思うのですけれども、そのときには、そういうもともと記載されていたものをなくすような、まるで意図的にやったのではないかと思われるようなことは本当に今後やめていただきたいと思います。しっかり事実合った記載をしていただきたいと思います。

◎ふれあいバスの事業者負担について

市長が、昨年8月23日、トップ会談のときにふれあいバスの話は余りされていなかったような話をされていたと思います。

しかし、やはり平成23年以降からは定例連絡会議でも中央バスから負担軽減については、代表質問の答弁でも毎回定例連絡会議であったということが話されていますし、もっと前の話で言えば、2000年にはふれあいバスの利用率は約93%、一人当たり平均年間280回と言ったときには、中央バスから負担軽減の話が出されて、その後、2005年には回数券方式に変えて事業者負担を40円から30円にしているところです。

バス事業者から負担軽減の話は、このこと、経過から言っても最近の話ではないということがわかるのです。それでも市長はやはりふれあいバスの話というか、この中央バスの負担軽減については余り深刻にトップ会談のときに受けとめていなかったと。そういうことなのでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

ふれあいバスの負担軽減の要請ですけれども、これについては制度開始以降課題とされてきたところでありまし

て、検討が必要な課題であるということは認識しておりました。

○市長

今、担当課長からお話がありましたけれども、そのような過去の経緯も含めて大変重要な問題であるというふうに認識をし、対応してきたところでございます。

○高野委員

今、市長からも重要な問題であったということを認識していたというのであれば、なぜあのような発言になったのかなと少し疑問なのですが、先日、予算特別委員会で小貫委員が、バス事業者の負担の問題は市長のトップ会談も要因の一つではないですかということに対して、市長は今回の負担を30円、20円、10円の話ではないのだと、そういう話はいろいろ原因があると思うけれども、それも原因の一つにはなっていると、こういうことを認められています。それならば、やはり今回補正予算に上がっているこのバス事業の30円分の負担金も、やはり市長に責任があるということではよろしいですか。確認します。

○（福祉）地域福祉課長

平成23年度から中央バスで市内路線が赤字になったというふうにお聞きしているところでありまして、事業者の経営状況から今年度から30円の負担軽減、協力が難しいという話がありましたが、以前からも負担軽減を求められておりまして、協議を重ねた結果が今回の形になったと考えております。よって、全て市長の責任ということには当たらないものと考えます。

○高野委員

今、課長から全ては当たらないという話があったのですけれども、でも市長は、その中でも自分にも一つ非があったような話をされていますので、やはり市長の責任もあると私は思います。

そもそも、ことしの2月15日に中央バスから文書が来ました。本当に市長は赤字覚悟の事業で事業者が無条件で受け入れなければ協議会は開始できないという話をしているが本当なのかとか、公共交通を担っている事業者としてできる限りの協力はしていくつもりだけれども、こちらも限界に来ています。理解した上で御回答をと、こういうような文書が出されて、私はこういう文書がまず市に中央バスから出されたら、もう、すぐに市長は、何というのですか、赤字覚悟のそんな話はしていないかという話もありましたけれども、誤解があるのであったらすぐにやはり行動に移して、いや、誤解なのですと、すぐに会ったり何なりという対応を私はするべきであったのではないかなというふうに思うのですが、その点はいかがですか。

○委員長

市長、いかがですか。すぐに対応すべきであったのではないかと。

○市長

きっと高野委員におきましては、私自身が行動を起こすべきであったという意味合いかもしれませんが、その時点におきましては文書でこちらに提出されておりましたので、その御返答に対して文書で対応し、そういう意味では私としてはすぐにアクションを起こしたというふうな認識をしておりましたので、そのような対応をその当時は選択をしたということでございます。

○高野委員

そのときは文書で対応したということですがけれども、そもそも2月21日までに回答してほしいと言っているのに、随分過ぎてから回答して、それも私失礼というか、この間ずっとふれあいパスのことも軽減の話をしていて、2月25日には、大変なのだという話もこの文書で出ているので、いや、私だったらですよ。すぐに、これは、ふれあいパス、まずいのではないかとアンテナ張ってすぐに対応する。まずは回答を、2月21日ならすぐに回答を文書でして、その後、3月9日でも協定書ができないという状況がわかっていたのですから、そうしたらこれはまずいと飛んでいかなければいけない問題だと思います。それでも余り、まあ大丈夫だろうと、そう思っていたということな

のですか、お答えください。

○委員長

大丈夫だと思っていたのですかと。

同じような質問を前にもされております。考える必要もないと思うのですけれども。

沈黙は困ります。答弁をお願いいたします。

○市長

御指摘のような、文書における提出の内容におきましては、私といたしましても大変重く受けとめておったところでございますけれども、その点においての考え方のその当時のすれ違いがあったということが大前提であると思っておりましたので、それに伴う内容の精査としてお返事をしたということで考えておりましたので、高野委員がおっしゃるように重く受けとめていなかったのかという表現でありましたけれども、ふれあいパスのこととかも含めて、中央バスとのかかわりにおける課題においては重く受けとめ、その都度対応させていただいたところでございます。

(「なぜそれが今上がったのかって聞いているんでしょう」と呼ぶ者あり)

(「答弁になってないしょ」と呼ぶ者あり)

(「なってない」と呼ぶ者あり)

○高野委員

いや、重く受けとめたのであったら、この協定書が成立できないというふうに3月9日にはもうわかっていたではないですか。その後何らかすぐにアクションというか行動はなぜ起こさなかったのですかという話なのですが、その点もう一度答弁お願いします。

○委員長

先ほどは、これはまずいと思って動かなければならない、大丈夫だと思っていたのかということについても正確な答弁がありません。

横田委員からも前に同様の質問がありましたけれども。

(「原課答える話じゃないって」と呼ぶ者あり)

(「市長に聞いてるんだべさ」と呼ぶ者あり)

(「原課の話じゃないって」と呼ぶ者あり)

市長の考えを聞いているのですけれども、いかがですか。

○(福祉)地域福祉課長

3月9日に申し入れを受けて協議して、その後の原部として、負担割合については、事務レベルになりますけれども継続して協議を続けてきたところであります。

○高野委員

いや、市長自身が先ほど重く受けとめていたと言っていたので、だから市長は重く受けとめていたのであったら、なぜここまでというか、協定書が結ばれない。私はもう2月15日に中央バスから文書が来て、すぐにもう、それは誤解なのですかという、すぐに行動するべきだと思ったのですけれども、市長は文書でもいいというふうにそのときは判断したのだと思うのです、今の話であったら。それはそれだとしても、その後、協定書が結ばれないというような状況があったのだから、この負担が30円になるまでなぜこの間、直接中央バスに会いに行くのですとか、何らかの対応をしなかったのですかということなのです。市長が重く受けとめていましたと言っているのですから、重く受けとめているのだったら、なぜ行動しなかったのですかと言っているだけなのです。お答えください。

(「答弁必要だったら、時間かけて、休憩でも求めたらいいんじゃないですか」と呼ぶ者あり)

○市長

そのときに書面でいただいたときにおきましては、いただいた書面の内容を見て、冬季に会談をした内容における考え方、認識の違いは感じたところでございます。その認識の違いのもとでトップ同士が会談した中で、逆にこじれてしまうということにおいても懸念はあったところでございます。

ですので、まずその意図がどういう意図であったのかということ、書面でいただいている内容でございましたので書面で提出させていただくとともに、ふれあいバスの案件のみならずでしたけれども、当時は、法定協議会のこと等も含めて、中央バスの担当職員とずっとそれぞれの対応において続けていたというところでございますので、別に軽く思っていたとか、そういうふうな認識を持っているわけではございません。

(「全然答えになってない」と呼ぶ者あり)

○高野委員

市長が重く受けとめていた、認識の違いがあったというふうに感じたのであれば、いや、それは誤解なのですか、誤解を解くべきであったのではないですか。いや、本当に率直に疑問なのです。市長が勘違いしているのだなというふうに、中央バスも自分と少し意見が違う、勘違いしているなと思って、なぜそのままになってしまうのかなと思いますし、実際市長自身が、この30円の負担分もいろいろな要因があるかもしれないけれども、原因の一つに自分もあると、そういうことをこの予算特別委員会の中でも小貫議員に対してもそうやって言っているわけですから。いや、認識の違いがあった。それはそうだとしたら、なぜ、それは違うのですとなぜならないのですかね。いや、率直な疑問です。重く受けとめていて、認識も違っていた。それでも、どうにかしようとか、こうにかしようとかと、そこまでならなかったのかというところが不思議なのですけれども。もう一度お伺いします。

○市長

その誤解を解くに当たったの取り組み等も含めて、今おっしゃるような言葉で言うと、どうにかしよう、こうにかしよう、その考え方においてはきちんとその意識も持ちながら対応はしてきたところでございます。

ただ、高野委員が言う、そのとき、その段において直接会うという選択肢はそのときは結果的には行わなかったというところもございます。

(「何で」と呼ぶ者あり)

○高野委員

いや、結果的に行わなかったって、なぜ行わなかったのかというのが私不思議なのです。横田委員が、社長に会うまで外で待ってでも会うべきであったのではないかという話がありましたけれども、私はそれぐらいするべきであったと思います。だって、結果的にこの2月15日に回答を求められて、2月21日までには回答をと言われて、結果全て回答して、その後また文書で来られて、それでまた文書で返して、その後も誤解されたまま来ているではないですか。なぜそのままにしておくというのが本当に不思議ですし、これは市の単独事業で中央バスに協力していただきながらやっている事業ですよ。だから、こちらから本当にお願いをしてやっているということを考えたら、なぜそういう対応になるのかなというのが本当に不思議ですし、今回の30円の負担もやはりこういう市長の勘違いであるとか対応がまずかったから、もう10円、20円の話ではないとそういうことになったと思うのです。

いや、今までも中央バスが平成23年度から赤字になってきて、少し負担してほしいとかというのは今でもありましたよ。ありましたけれども、その中でいきなりそれを飛び越えて、この短時間で30円はもう負担してくれという話はなかったのですから。協力していきたいと中央バスも言っていた中でそういう話が出るということは、よっぽど何かあったのだろうというふうに思うわけです。それを今回の市長のこういう対応であったのではないかと思いますから私は言っているのです。

同じ質問をしても同じような答弁になってしまうので、もうこういう亀裂が入った以上、もうすぐに修復は難しいと思うのです。それで、今回の協定書の契約。これは問題があったと。速やかに検討させていただきますという

ような発言があって、具体的に実際こういうような中央バスとの関係になって、今後どうやって信頼回復というか、それに向けて取り組んでいくのかという具体的なことを、もう起こったことをもとには戻せないの、やはりこれからどうしていくのかということをお答えいただきたいと思います。

○市長

今までもお話しさせていただいているように、改めて私から社長にお会いできる機会を設けられたらというふうには思っているところでございます。

また、それ以外にも現在ふれあいバスのみならず、法定協議会の設置等のお話もありますから、それに基づいてはそれぞれの所管している担当職員とそれぞれ事業者の方々の担当と一つずつ詰めていく中で仕組みをしっかりと構築をしまいたいと思っているところでございます。

○高野委員

お会いできる機会を設けられたらと、何か受け身なのです。何としても回復できるように頑張りますというか、そういう意気込みはないのでしょうか。

○市長

意気込みという御質問でありましたが、表情であったり気持ちの表現の仕方としてそのように見受けられなかったのかもしれませんが、私としては今まで中央バスで担っていただいている公共交通において、やはり市民の皆様にとって、やはりその利便性が高いということがまた居住環境を整えていくというところにも結びつきますから、しっかりと市としてその中で支えていく環境づくりをしていかなければならないというふうに思っておりますので、それに向けて社長ともお会いし、担当職員ともしっかりと取り組みながらその体制づくりに向けて取り組んでいきたい。このように考えているところでございます。

表情等はその意気込みが見受けられないかもしれませんが、気持ちとしてはそのように思い、しっかりと行動してまいりたいと思っております。

○高野委員

いろいろ言いたいことはあるのですけれども、しっかりやはり事業者が公共交通機関を担っているということを考えると、住民の足を守っていくためにも市長がしっかり対応していただきたいですし、一刻も早く信頼回復に向けて努力していただきたいと、そういうふうに思います。

◎ふれあいバスの冊数制限について

次に質問を変えますが、私の代表質問で、市長が所得制限はしないけれども、市も財政状況が厳しいから何かをしなければいけないという答弁をされて、再質問の市長の答弁では冊数制限を一時断念という、こういう発言もありました。

市長は、以前事業費が1億5,000万円以上に上がらないようにふれあいバスの冊数制限をしようとしたけれども、やはり住民から冊数制限されたら本当に病院に行けない、買い物に行けないという声も上がって、今冊数制限をされていません。

市長は、今もこの事業をとにかく1億5,000万円におさめたいということがあって何らかの制限をしたいと。そういうふうなお考えなのでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

1億5,000万円の事業費の上限の件について、これから高齢化が進行して、対象者の増加というのが当然予想されますけれども、制度を維持していくためにはやはり市の負担が大きくなる可能性がありますので、継続してける制度を前提として、負担軽減に向けて制度変更が必要と考えます。

それで、昨年実施いたしましたアンケート調査でもさまざまな御意見をいただいたこともあり、現時点では案としてお示しできる状態にはなくてまだ時間が必要になるのですけれども、現時点では1億5,000万円の上限のめどを

撤回するという事は考えておりません。引き続き時間をかけて慎重に検討していきたいと考えております。

○高野委員

では、1億5,000万円というか、慎重にこれからも考えていきたいということですか。

○(福祉)地域福祉課長

そのとおりです。

○高野委員

課長からも高齢者が増加している、継続を図るということを考えると、やはり財源は無限ではないと思うのですけれども、やはり高齢者率が高い本市の状況を考えても事業者の事業負担が多少ふえることは私は当然なのかなと思っています。

札幌市のようにICカードにするですとか、またはふれあいパスの乗車券のこういう、市に手続をしたときに回数券を市で買えるようにしたりですとか、今よりもっと利用しやすい制度にするということは考えていないのでしょうか。

○(福祉)地域福祉課長

ふれあい回数券の販売に係る不便さといいますか、そういった声は以前からありますし、実際のところバス乗務員の方にもバス車内で販売していただいているという点では相当なお手数をおかけしている部分というところはあるといふふうに考えております。

ふれあい回数券に関しましては、現時点では精算方法が今の回数券方式以外に見当たらないものですから、このやり方を採用させていただいていますけれども、確かに高野委員御指摘のとおり、不便さというものはあると思います。それで、アンケート調査の中にもそのような御意見がありましたので、こういった不便さをどのように解消できるかも課題の一つとして認識しております。

あと、ICカードについて、ここについても現段階では当然選択肢の一つとしては考えております。このICカードの導入ですけれども、新規で小樽市の専用システムというのを構築するには、やはり相当な膨大な経費がかかりますので、少し現実的ではないということで、既存のシステム、今この流通しているシステムであれば、例えばSAPICAだとかKitacaだとか、そういったものを利用して運用していくことは十分検討する価値があるというふうに考えておりますので、SAPICAであれば中央バスに窓口になっていただきましてIC協議会に相談させていただく方法や、KitacaであればJR北海道ですね。こちらから情報収集するなど、少し前向きに検討して進めてみたいと考えております。

○高野委員

今、課長からICカードも少し考えてみたいという話があったのですがすけれども、ぜひお願いしたいと思うのです。やはり住民の中にはふれあいパスを提示することによって自分が高齢者だということを主張しているみたいで本当に出すのが嫌だという方もいますし、中にはそれが嫌で利用したくても利用できないという方も私も聞いていますので、今約2万人がふれあいパスを使っていますけれども、だんだん今減っています。そういうことを考えると、減っているということはやはり利用しづらいというところもあるのではないのかなというふうに思いますので、ぜひやはり高齢者だけではなくて、買い物でそういうことで小樽経済も潤うことになりますので、高齢者だけを考えるのではなくて、やはり住民の足を守る公共交通をしっかりと守っていくということで言えば、このふれあいパスというのはなくてはならないものだと思いますので、そこはぜひ利用しやすい制度も考えていただきたいと思います。

◎除雪について

次に、除雪に関して質問したいと思います。

今回補正予算に出されている歩行空間の11カ所の除雪について、代表質問ではその住民とはしっかり合意をされているのですかという話で、合意されているところもあるというような答弁であったかと思っております。

では、逆に沿線に住んでいる方の新聞配達をしている方ですとか、郵便局、灯油など、配達する人はこの除雪が入ることによって支障が出るということはないのか、その辺はどうですか。

○（建設）雪対策第 1 課長

除雪第 3 種路線における歩行空間の確保について、この対象路線につきまして、昨年度ではありますけれども冬期間の車両通行がないことを沿道にお住まいの方々から確認しておりますので、郵便の配達とか新聞配達をされている皆様は冬期間、車両を使ってこの路線を通行していることがないというふうに考えております。

しかしながら、作業の実施に当たりましては、沿道にお住まいの方々の車両やトレーラーの配達を含めた一般車両の通行がないことを再度確認した上で、今年度の作業を実施してまいりたいというふうに考えております。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

それでは、自民党に移します。

○横田委員

◎ふれあいバスについて

冒頭に福祉部長それから総務部長、副市長の発言がありましたけれども、大きな間違いだったということはお認めになられました。そして、先ほど斉藤委員のときに議事進行させていただいたのは、今後の対応は検討中だと言うけれども、協定書の作成などというのはもう当然のことでやらなければならない。私が先ほど聞いたのは、間違いだとか勘違いは誰でもあるのです。これは仕方ないことです。ですけれども、そういった行政上の間違いがあったときにその後の対応をどうするかで、やはり行政としての姿勢はいいのか悪いのか問われると思うのです。ですから今まで、私は 19 年議員をやっていますけれども、いろいろなところで行政の部分、瑕疵はありました。職員の不適切なこともあったりいろいろなことはありましたけれども、そういったときにはやはり何らかの処分というのでしょうか、懲戒処分がありますよね。免職、停職、減給、戒告。いいのかどうかは別にしても、そういうことはきちんと公的な機関であれば当然やらなければならないのかなと思いますので、確かに地域福祉課は一生懸命やっています。これは私、中央バスの小樽事業部へ行きましたけれども、大変みんな頑張ってくれているって言っていました。ただ、結果としてこういう結果が出たのですから、それは何らかの措置をさせていただかなければならないのかというふうに思っております。

質問に入りますが、今定例会にふれあいバスの予算が計上されています。2,670 万円ですか。この予算が可決されなければ執行は当然ながらできないわけです。ところが議会に対しては、本会議でも言いましたけれども、全く報告、説明なしに事が進められていました。そして、中央バスには、いろいろ折衝したのでしょうかけれども、10 月から 3 月の事業者負担をゼロにするから 9 月までは現状どおりでという、そういうお話をされたと思うのです。10 月から 3 月はそういうことで事業者負担ゼロにしたいのだけれども、結局は議会がうんと言わなければだめなのです。

これも本会議で言いましたけれども、中央バスはびっくりしていました。いや、本当に、議会で可決してもらうために、いろいろ議会と折衝しながらやっているものだと思っていたというのです。それを 8 月 21 日ですか、説明いただいて、こういうふうになりますからと。わずか十数日後の第 3 回定例会に予算計上してきましたね。大福帳を見てもこれはびっくりしましたけれども。やはりそういうやり方は、今までないです。議会軽視の典型的なものです。

こんなこと言ったら怒られるかな。北野元議員がいたら審議拒否ですよ、絶対。何をやっているのだと。たしか北野氏が、案件は忘れましたが、市が議会にかかっているまだ議決をしてないことを早まって住民説明か何かした

ことがあったのですけれども、そのときは大変なお怒りでした。私どももそうだと思います。今回はもちろん議決はまだしていませんけれども、新聞に大きくでかかど事業者負担をなくすことは、もう出てるわけです。それは、いや、最終的には議会が可決しなければだめなのだという話です。

それで、質問に入りますけれども、先ほど高野委員からもありましたが、3月9日、この日に、軽減していただかなければならないということ、協定書を結べないという話になりました。この時点か、あるいはもう少し前のタイミングかで、前からも言われているでしょうから、原課として議会にこれを言わなければならないですよというか、そういう話はなかったのですか、議会对応をしなければならないですよという。プロの職員の方がいっぱいいるわけですから。これ、どうですか。

○（福祉）地域福祉課長

3月9日にバス事業者と協議しまして、最初に福祉部長に報告しました、内容について。それで、福祉部長から指示がありまして、まず1点目が引き続き事業部と協議すること。2点目が副市長に要点を整理して報告すること。3点目が議会への報告のタイミングを相談してくること。この3点の指示を受けました。

○横田委員

継続して中央バスと交渉しなさい、それから副市長に経緯も含めて報告しなさい、それから議会对応のタイミング、この3点を福祉部長から指示をされたということですね。そして、どうしましたか。

○（福祉）地域福祉課長

3月22日に今の3点を副市長にお伝えしました。

○横田委員

そういう報告を受けて、副市長はどういう指示なり、地域福祉課長に何とおっしゃっていましたか。

○（福祉）地域福祉課長

まずは、協定書の締結に向けて早急に小樽事業部と協議しなさいということと、あと要点はまとめて報告しましたので、議会への報告のタイミングの件については、現段階では具体案が固まるまで説明できないだろうということと言われました。

○横田委員

今、副市長がそういう指示というのかな、あったということですが。

副市長はどうですか。どういうお話をされたのですか。

○副市長

3月22日だと思いますけれども、そういう相談があつて、もう既に議会は終わりかけていたというタイミングで、4月から負担額を変えてほしいという話。協定書については、そういうことを文言に触れなければ協定は結べないという、原課の説明を受けました。

それから、議会のタイミングについても、私とすれば、今このタイミングはまだ新年度の事業がスタートする前でありましたので、まだ方向性が出てない。平成29年度の事業の執行上の問題というふうに捉えていたので、近々、中央バスの常務と1回入ってみて、その話も具体的に聞いてみたいという思いもありましたので、今のところまだ議会の報告はいいだろうということで、そういう指示をいたしました。

○横田委員

前にも言いましたけれども、私どもは何も知らなかったです。新年度のスタート前だと言いましたけれども、それから概要も固まってないからということでした。どうしてこういう大事なことを、委員会等でなくてもいいですよ、前にも言いましたが。会派の代表者だとか、あるいは厚生常任委員会委員だとかに言ってもらわないと、全く知らないわけです。方向性が決まっていないというのは、本会議場でもどなたかが答弁していましたけれども、方向性が決まってないから言わない、あるいは具体の金額が決まってないから言えない、そういう御答弁かと思いま

すけれども、私はそうではないと思います。今、中央バスからこういう提言を受けて、いろいろ折衝している。相手があることだ。どうなるかわからないが、皆さん方にしっかりお伝えして、そして軽減、当初は全廃というのはなかったのでしょうかけれども、軽減の補正予算なんかは何か第 2 回定例会、第 3 回定例会あるいは第 4 回定例会とかでお願いできるようにという、そういう話がないのに、先ほどの話の繰り返しになるから言いませんが、直前で報告を受けて、そして上げてくれ。上げないのはもうあと議会の責任だよ。そういう形になるわけです。コマーシャルに「ひきょうだろ」というのがありますけれども、私はそう思います。きちんと手を踏んでやっていただかないと、こういう大きい案件ですから、議会無視と、軽視ということになるのかなと思います。

これでもし、仮の話のお答えはしていただけないのかもしれないけれども、もし議会が否決して事業者負担がなくならなかったら、それは議会のせいですか。議会のせいになってしまうのか。議会が可決しなかったから済みませんと中央バスに謝るのですか。これについて副市長、市長の御見解をお聞きしたいと思います。

○副市長

まず、副市長の立場で言えば、議会への報告が遅くなったということに関して言えば、当初はそういうつもりは毛頭ありませんし、できるだけ早く御報告をしたいと。一定の方向というのは、相手のあることなので、ある程度、向こうの相手方の意向も聞いた上である程度の方向性が出てから議会への報告をという思いがありましたので。ただ、今の時点で否決されればということ想定は、私自身としては、できれば、いろいろなことがあろうかと思えますけれども、どうか原案どおり可決いただくように私どもとしては誠意をもってその間の話は進めていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

(発言する者あり)

○横田委員

聞いたことにお答えにはなっていないと思いますが、それは当然可決してもらうために、議会で可決するために提案されているわけですから、そういう気持ちはわかりますが、各党派がどういう態度に出るか、これからわかりませんけれども。

先ほど議会報告がおくれたと。要するに概要が云々、今もおっしゃいました。年度のスタート前だったから報告しなかったのだというお答えもありましたけれども、それでは年度が始まって 4 月からは支払いしているわけです。そういうことも一切、我々はわからない、協定書なしでやっているということ。それは、少し違う。

それから、7 月 26 日ですか。事業者負担を全廃する案を市の方針とすることで決定となっている。この辺も誰かも言っていましたけれども、市の方針として決定したら、相手があつて協議がうまくいくかどうかわからないにしても、市の方針としてはこういうことで交渉しますとか、何かなければおかしいのではないのかなという気もずっとしております。先ほど来から協定書の関係も二度とこういうことはいたしませんというせりふが、お話がありましたけれども、これも何度も聞いたフレーズです。ところが、同じ轍を踏んでしまうのです、わだちを。真剣に行政の執行を考えてください。

余談で申しわけないのですけれども、私、公務員の生活を 20 年していましたが、最初の 1 年間だとか、ところどころで警察学校に入校して研修を受けるのですが、全寮制ですから、寝る前に体育館にみんなで整列して、学生五省というのがあります。五つの反省の省です。公務員として良心に恥じる行為はなかったか。それから、規律に反する行為はなかったのだろうか。自分で振り返りなさい。責任を避ける行為はなかったか。業務において、あるいは部下との関係において。それから、先ほど意気込みが感じられないというお話でしたけれども、気力に欠ける行為はなかったか。常に業務執行に対してはしっかりとした考えを持ってやっていただきたい。気力を持ってやっていただきたい。最後は、努力にもとる行為はなかったか。努力をしないで進めてしまった行為はなかったのか。少し青臭くて生意気ですけれども、そういうことを日々、皆さん方はやはり考えて仕事、職責を全うしていただかないと、先ほど斉藤委員から小樽市の破壊者だという言葉がありました。結局そういう結果も見えてくるのかな

と思います。

もう一点。これも本会議一般質問で申し上げたのですが、資料要求しておりますので。ふれあいパス乗車証の精算に関する覚書というのがあります。小樽市と北海道中央バスは、次のとおり、ふれあいパスの事業を取り扱うものとするということで、1、2と書いてあります。これは今までどおり、平成29年度については協定書を締結するまでは今までどおりやるのだよと。それから、2番は協定書が締結したら効力はなくなる。口頭で合意したというような内容を紙に書いたものだと思います。

なぜこれを資料要求したかという、日にちが平成29年4月1日。8月2日に札幌に持っていったのですよ。答弁では、事務レベルのたたき台だからいいのだと。まず、副市長が、これを中央バスに提示するのは初めてですよ、副市長がというより、事務方でしていませんよね、してないのです。初めて、これは福祉部次長が作成したのでしょうかね、起案もないと言いますから、パタパタとワープロで打ったのでしょうかけれども、これをたたき台だよといって、4月1日の覚書のサンプルを、たたき台を副市長から牧野社長にお渡ししているわけです。それで、検討しておいてくれというのですが、そういうこともあるのかもしれないけれども、この私が問題にしているのは、29年4月1日の日付がなぜこんなところに入っているかです。4月1日は協定がもちろんできていませんし、この覚書だってできてないわけです。双方判を押すようになっているわけです。

そして、副市長に、これは一般質問の再質問の答弁でしょうけれども、その覚書の内容は、「その内容までは、当時原部と私と内容を細かに詰めたということがないままに持参しておりました」とお答えになりました。そういうものを地方公共団体が紙にして民間企業にお渡しすることはあるのですかね。今まで多分調べればないと思いますけれども。行政事務というのはそんなものではないのではないかなと思います。

まず、この日付が入ったものをどういう意図で持っていかれたのか。事務レベルのものではなくて、この日で覚書をつくってほしいということでお持ちになったのかどうか。改めてもう一度、副市長のお答えをお聞きしたいと思います。

○福祉部次長

この文書は先ほど委員おっしゃいましたとおり、私が作成したものであります。日付については思慮が浅く安易に記載していたものでありますので、大変軽率であったとっております。この文書によりまして、御迷惑をおかけし大変申しわけないというふうに感じております。

ただ、この文書の4月1日という日付ですが、特に誰から指示を受けたとかそういうことではございませんで、私が単純にといいますか、軽率でありましたけれども、4月1日という記載をしていたものでございます。

○横田委員

福祉部次長という大変重要な職をお持ちですのに、安易に書いてしまった、申しわけないというのは、私も、ああそうですかというふうにはならないです。

それで、これは副市長の知っている前で、副市長もその日にちが入っていることを見て、向こうにお渡ししたのですか。

○副市長

先ほど横田委員がおっしゃったとおり、私が提出したのではなくて、本会議でも説明したのですが、7月2日に、それまでも私、4月から支出しておりましたので、何らかの書面、覚書が必要だという認識はずっと持っていましたので、7月10日に行ったとき、私からこういうものをぜひ必要なので、今後、相談に乗っていただきたいという話をして、次の8月10日に行くときに用意しておいてくれよということで、それには私、目を通していませんので、覚書のようなものを用意しておいてくれよ。それをたたき台にして、私とすれば、その話を早く展開してほしいという思いでいましたので、きょう持って来ているはずなので、今後、事務的に詰めさせていただきたいというお願いで帰ってきたという次第でございまして、この日付が入っていることも当時、私は承知しておりませんでし

た。

○横田委員

先ほども言いましたけれども、内部を細かに詰めなかったから、だから日にちもわからないのだということですが、繰り返し言いますけれども、業務としては、それはまず事務レベルでやるのであれば、向こうの事務レベルの方に出す、それからこちらはこちらでやる。そして、徐々に決裁が上がって行って、そしてお持ちするというのが私は普通ではないかと思いますが、いきなり一発目から副市長が社長に提示するというのは何か非常に解せない気持ちであります。口頭での合意ができていたのだというお話ですが、まさにこれは口頭ではまずいなと、何か文書にしましょうということだったと思います。8月2日ですか、行かれたのは。8月2日に安易にこうしてチェックもないままにさかのぼった日付のペーパーを現実に渡すということは、考えられないし、というか、やってしまったのだから仕方ないけれども。中央バスはこういうものは全然関係ないと。当たり前ですよ。協議していないのに覚書に日付を書くなんていうことは、これは私としては、経緯は今お話になりましたけれども、甚だ疑問であります。こういうことがないように先ほど来から再発防止のお話も出ていますけれども、いま一度、特にこういうさかのぼって云々という日付が入ることがないように決意をお聞かせください。

○福祉部次長

今お話にございましたけれども、先方といいますか相手方に対しての文書でございますので、部内でといいますか、複数の目で確認して間違いのない文書を提出するように努めたいと思います。

○横田委員

間違いなくそのとおりなのです。ぜひそういうことがないようにチェックをしっかりとやっていただきながら、今、福祉部次長が言われましたように、相手方があることですから、相手方に不信を抱かれるようなそういったものは厳密なチェックをした上で出してもらわないと、中央バスとお話ししたときに覚書云々と社長が言われたのですけれども、私は何のことかわからなかったのです。4月1日から平成29年度の協定書ができるまでは従来どおりやる。口頭で先ほど来から言いますように合意はしたと言いますけれども、何とか紙にしたかったという意図が見えました。ぜひ今後こういうことのないように市長から一言、今、福祉部次長が言われたことを、副市長でもいいですけれども、何かおっしゃっていただきたいなと思います。

○副市長

私とすれば、おくれていた処理を少しでも早く進めたいとそういう意図がございまして……

(「それはわかっているんですよ」と呼ぶ者あり)

今回こんなことになりましたけれども、今後、相手のあることとございますので、やはり文書を出すときにはもっと慎重に対応すべきであったというふうに思います。以後、気をつけたいと思います。よろしくお願いします。

○横田委員

ぜひ疑いや不信が持たれることのないような事務執行をお願いいたします。

それから、少し戻ります。3月9日の協議では、大変厳しいというお話でしたけれども、それで3月29日に副市長が面談されているのです。そこで、事業計画のこれから云々というお話はしっかりされたと思うのです。それを市長にお伝えしたのはいつですか。

○副市長

戻ってきて、その日の夕刻だったと思います。

○横田委員

原課にはそうだと思いますが、市長に報告したのは何日ですか。

(「市長からお答えになってもらってもいいですよ」と呼ぶ者あり)

○副市長

3月29日、その当日だというふうに記憶しております。

○横田委員

多分、記憶違いだと思いますので、後で精査してみてください。私はそういうふうに、少し違うふうに聞いておりますし、極めて大事な案件ですから当然その日に副市長は言ったということでしょうから、そうでなければだめなのですけども、今度は市長に聞きますが、市長がこの話をわかったのは、いつですか。

○市長

副市長から報告を受けたのは、ごめんなさい。今、日付においては今、この場では答弁を避けさせていただきますけれども、受けた内容におきましては、相手方、中央バスに副市長が行かれて、その中でふれあいバスの案件においては平成29年度、協議をして負担割合等における協議をし、その協議によってそういう負担割合等が変わる可能性があるということも含めて中央バス側とそういうテーブルに着いてやっていくのですということ報告を受けたところでございます。

○横田委員

何回も言うように、大事な件ですから当然すぐ3月29日の話は、遅くても次の日だとか、副市長は今その日だと言っていましたけれども、言わなければならないのですが、いろいろ差しさわりがあるので伏せますけれども、市長がこの話の内容をわかったのはもう少し後だというふうに私は聞いております。いろいろなことがありますのでこれ以上は言えませんが、もっと真剣に、先ほどのお話がありましたけれども、小樽市の事業なのです。中央バスに御協力いただいてやっている事業ですから、今後1億5,000万円の上限をどうするかということでいろいろ検討されるようですから、しっかりと検討される。そして、節目節目、早目早目に議会にもお知らせいただく。こういうことをお願いしまして、これで私の質問を終わります。

○委員長

答弁はよろしいですか。節目節目に報告するという。

○横田委員

何かあれば言ういただければいいですけども。なければいいです。

○副市長

大変心配いただきまして本当にありがとうございます。今後このようなことの場合がもしあれば、迅速にかつ正確に事務を取り進めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時42分

再開 午後2時58分

○委員長

休憩前に引き続き会議を再開し、質疑を続行いたします。

民進党。

○面野委員

◎中央バスとの関係について

まず冒頭、以前、私の質問の中で、協定書の締結について、当初、市長は協定書の締結は毎年更新されるものは知らなかったとおっしゃっていました。それで資料を見たところ、市長の判こがあつて、先ほども高野委員も言っていましたけれども、忘れていたと、これはもう知らなかったとしても忘れていたとしても、いずれにしても問題だと思ふのです。なので以後、市長、こういったようなことがないように気をつけてください。

そして、こういう証拠があるものに関しては、やはりこういう真実があらわれてくるのです。市長、以前にも錯誤していたことですか、言った言わない、私はそうは思いません、さまざま言いわけがましいことがございましたけれども、こういったものもきつと証拠があれば全て解明されることだと思いますので、今後しっかりとそういったことを踏まえて、答弁していただきたいと思ふます。

それでは、質問に入ります。

まずは、冒頭、先日の斉藤委員の議事進行に対する説明から始まりましたが、その中で何点か質問させていただきます。

まず、福祉部長は速やかに検討していくということだったのですが、具体的に契約書ないしこの協定書の締結は、4月にさかのぼって事務手続が行えるものなのか、御説明ください。

○福祉部長

さかのぼってはできないものと考えております。

○面野委員

では、この速やかに検討するというのは、どういったことを検討されているのですか。

○福祉部長

今は協定がまだ結ばれていない状態ですので、できるだけ早くにこの協定を締結する。これを速やかに行うということでございます。

○面野委員

では4月から9月の部分に関しては、もうどういった手続もできないということですか。契約に関して。

○福祉部次長

契約の締結の日付はさかのぼることはできませんので、10月になるかと思ふますけれども、そういった日付になるかと思ふます。ただ、条文の中に適用月日、適用ということで9月30日までの間はこれで、10月1日以降についてはこの内容でというような、そういうような適用日という記載で条文を設けたいというふうに思っております。

○面野委員

先ほど冒頭、横田委員の議事進行について説明をもう少し詳しく具体的にという部分で、たしか福祉部長が今検討に入っています、協議していますというようなことを発言していたと思うのですが、金曜日から土曜日、日曜日、月曜日の午前中にかけて、中央バスと何か協議された旨のそういった発言になったのですか。

○福祉部長

金曜日の話を受けて何とかこちらも協定書を結びたいものですから、それに向けていろいろな案を出していきたいという話を、まだ電話でなのですけれども、担当課長からしている次第です。

○面野委員

それでは、今後の支払いについて、違法状態という現状ではあると思ふのですが、今後、請求書が来ているもの、それから協定書を結ぶ前に請求、支払いがあるであろうというのは何月分になるのですか。

○（福祉）地域福祉課長

9月分になります。

○面野委員

次に、抜本的なことになると思ふのですが、現在、違法性を市も認識していると思ふのですが、この状態のまま

補正予算を通すというのはなかなか難しいことではないかと思うのですが、やはり違法状態を解消してから上程すべきと考えますが、いかがですか。

○財政部長

確かに違法状態であることは間違いないかとは思いますが。この予算を執行していく上で補正予算にということですから、まずは予算は予算、それと正すべき事務執行については正していく。そういったやり方で適正な予算執行に結びつけていきたいと思っています。

○面野委員

今の財政部長のお話だと、予算が通ってから違法性は解除されるというようなことでの答弁になっているのですか。

○財政部長

そうではなくて、あくまでも予算は予算です。それと事務執行の不適切な部分については、当予算とは別に速やかに解消していく。そういった趣旨でございます。

○面野委員

次に移りますが、先ほど冒頭の副市長の説明の中に「何らかの根拠が必要である旨を指示いたしました」というふうにあります。これはいつ指示を行っていたものを言うのか。また、この時点でやはりそのような懸念を持っていたということは、違法性を感じていたが先走ったのではないかというふうにも聞こえたのですが、その2点。いつ指示したのか、また違法性を認識していたのではないかという点なのですが、いかがでしょうか。

○副市長

私が初めて向こうに申し上げたのは7月10日で、4月から事業が執行されている。それは口頭で合意があったので従前同様の料金で続行することについては口頭でということでしたけれども、ただ、お互い地方自治体と株式会社なので、その間に何らかの書面による合意が必要だろうと感じておりましたので、7月10日に私から中央バスにこの間の取り扱いについて何らかの覚書または書面で残すことをお願いしたいということで、その件に関して向こうは株主総会なり何なりの根拠があるのでそういうものは必要ですねということでは合意に達していたと。それで8月2日に、横田委員からも御指摘を受けましたけれども、私どもからたたき台を提示しながら、それをできるだけ早くまとめていきたいと。

その後、中央バスは真剣に本当に受けとめていただきまして、向こう側からもこういう形でどうだという案が出されていますので、今回こういう予算を、第3回定例会で10月以降の予算を提出しておりますので、今の流れとすれば4月から9月までは何らかの覚書で処理をさせていただいて、予算が通ったら10月からは協定書を締結したい。そういうこちらの思いでありますけれども、そのようなイメージでおりました。

○面野委員

それでは、先ほどの冒頭の説明では、小樽市のかかわった職員または市長、副市長に関しての責任については言及はございませんでしたが、こういった違法性のある行政手続を行った場合、こういった処分または責任は誰にあるのかというふうな考え方をされるのでしょうか。

○総務部長

一般的なお話をいたしますと、職員につきましては小樽市職員分限懲戒審査委員会というものがございまして、その中で職員のそういった措置ですとか処分、こういったものについて検討されます。

それからまた、特別職でありますので、市長、副市長につきましては、今、減給条例のお話が出ておりますけれども、そういったことで条例改正をしたり、あるいは報酬を辞退したりということになるかと考えてございます。

○面野委員

次に移ります。

資料請求していましたが樽地福第181号、また中央バスから本市に寄せられております北中バス本総発第22号、この双方について市長名で発行され、市長名宛てでこちらに届いていますが、この公文書について2点、市長また副市長は把握しておりますか。

○委員長

いかがですか。把握しているかどうか。

○（福祉）地域福祉課長

まず、第181号、これにつきましては、8月2日の協議後に文書にしてこちらから提出したもので、提出前に市長、副市長には説明しております。

それと、中央バスからの第22号、これにつきましても文書受理後に市長、副市長には説明いたしました。

○面野委員

今、地域福祉課長から説明がありましたが、間違いございませんか。

○市長

その日時まではごめんなさい、わかりませんが、把握はしております。

○副市長

同様でございます。

○面野委員

それではこの内容なのですが、第181号には三つ項目ございますが、三つ目、可決された場合はと、市長はたしか仮定のお話はしないはずなのですが、可決された場合、仮定のお話をしております。そこはいいのですがけれども、否決された場合はここには書かれておりませんが、市の負担額100円なのか、従来どおり70円で行っていくのかということは庁内では協議されましたか。

○（福祉）地域福祉課長

もし、議会で否決されたのであれば、70円でしか支払うことができないと考えます。

○面野委員

しかし、この9月5日の第22号には「平成29年10月以降については、貴市の予算確保云々に関わらず、当社の負担額は無いものとして、請求させていただきますことを予め申し添えます」とありますが、これに対しては、ではそのような見解は中央バスに伝わっているのでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

行っておりません。

○面野委員

以前に、現在、当初予算で可決されている部分で10月以降、もし市が100円の負担をすると事業費がいつまで賄えるのかというような質問に対し、12月までは資金的にはもつというような答えがありましたが、そのときただ支出が難しいというふうな説明を地域福祉課長がされていましたが、財政部にお聞きしたいのですけれども、今回のこのような途中で事業費が変更になった場合、当初予算を前倒ししてその後に補正などで前倒しした分を補正するという前例はあるのでしょうか。

○財政部次長

手続的には既存の予算だけではなくて、どこからか流用という形で予算を持ってきて、その穴埋めを補正していただいた後、戻すというような形の事務処理をしている例はございます。

○面野委員

できないことはないということだと思っております。

それでは、否決された場合、当初予算が底をつく12月以降、もし仮にそういったような流用や何かで回すというようなことで、12月以降、事業が停止するのか、それとも事業費を先ほど述べられた専決処分や流用などで事業を継続していくつもりなのか、お答えください。

(「委員長、議事進行について」と呼ぶ者あり)

○委員長

斉藤委員。

○斉藤委員

先ほど地域福祉課長が面野委員の質問に対して、否決された場合に小樽市が、100円分の負担で小樽市がやることはできないという。

(「70円でやるって言ってましたね」と呼ぶ者あり)

でやると言いましたよね。だけれども木曜日の私の質問に対しては、否決された場合に70円・30円では中央バスで了解してもらえないから、百ゼロで小樽市が負担しなければならないのだということを答弁されていたと思うのですが、今、違う話になっているので、少し答弁が違うと思いますが。

○委員長

ただいまの議事進行ですが、斉藤委員に対しては百ゼロで負担しなければいけない。きょうの面野委員には70円しか支払えない。どちらなのだということですが、どのように解したらいいのか。

(「議事進行ですから、委員長に裁きをお願いしたい」と呼ぶ者あり)

という議事進行がありました。

答弁が違うというのは間違いですので、次の議事に支障がありますので正確にお答え願います。

○斉藤委員

いつまでもつかというのを聞いたのです。いつまでもつかも聞いたし、70円・30円なのか、100円・ゼロ円なのかということ、100円・ゼロ円だというふうに言ったと思うのですが。そこが逆だと全然話が変わってくる。私の記憶違いかもしれないので、確認だけ、少し休憩してやっていただいたほうがいいのか。

○委員長

ただいまの議事進行を受けましたけれども、正確な答弁が必要ですので、今、若干休憩しますので……

わかりましたか。では、答えてください。

○(福祉)地域福祉課長

済みません。28日の私の答弁なのでございますけれども、「ふれあいパス事業ですけれども、扶助費の予算としては1億4,000万円ある状態で、現在4月から8月までは支払い完了しております。予算の残額はある形になっています。それで、仮に否決された場合、そこから100円を負担として支払うと仮定すると、予測ですけれども、12月ぐらいまでは恐らく可能になると思います。ただ、もし否決されて100円を払うとしても、結局これまでの負担割合と変わりますから、やはりそういった支払いは少し現実的には、予算が確保されていない中でお金を払うという形になるかと思っておりますので、支払いはやはり難しいと考えています」と答弁させていただきました。

(「100円は払えないと言っているのか、払えると言っているのか」と呼ぶ者あり)

払えないということで答弁したつもりなのでございます。

○委員長

払えないという、そういう答弁です。

(「100円払うとそういうふうになるから、それはできない」と呼ぶ者あり)

よろしいですか。

では、続けます。

○面野委員

もう一回、では説明しますね。

否決された場合、当初予算が底をつくのは12月という今、説明がありましたが、もし、先ほど財政部次長から流用だとかそういったようなことで埋めるしかないというようなお話だったと思うのですが、12月以降はもうお金すらありませんので流用云々というよりは、事業が停止するのか、それともまたさらに当初予算ではないほかの部分から事業費を専決処分や流用などで事業を続けるつもりなのか、御説明していただきたいのですが。

○（福祉）地域福祉課長

申しわけありません。現時点では、まだそこまでは考えておりません。

○福祉部長

財政部からは、今、流用あるいはそういった形で、やり方としては可能ということなのですが、私どもといたしましては、あくまでも予算をとるときに70円ということで予算をとってございまして、それで1年間の分を見ておりますので、これが途中で100円となることになりまして、これは議会に諮りまして、当然3月までもたないわけですから、これは正式に議会にかけまして、70円を100円とすることでいいかどうかと確認した上で予算計上するというような形になりますので、この時点でもしも否決をされるということは、100円がだめだということになりますので、これは12月までもちますけれども、そこまで払うことはできないというふうに考えております。

もし、そういった形で12月までもつ場合というのは、この場でもし否決されますと、その後何とかがもう一度70円を100円にするという形で12月までもたせてくれないかというような話が、もし議員の皆様から了解を得られればそういった形もできるかとは思いますが、現実的には今70円を100円ということで話をしております、これが否決されれば100円ということで、お支払いすることは10月分から無理だというふうに考えております。

○面野委員

では、結果的に仮に否決された場合は、事業停止になる可能性があるということですか。

○福祉部長

もしこれが否決されるということになりますと、まずは中央バスに話をしまして、現状で何とかできないかというお話をすることになりますけれども、これが理解を得られなければ事業を続けることは難しいのかなというふうには考えております。

○面野委員

現在もいろいろ瑕疵のある契約に関してもそうですし、そういったことをうまく切り抜けようというふうな形でやられた結果、違法性が出てきているところではあるのですが、やはりどうにかして否決された際にも何とかしなければいけないという考え方はしないということですか。

○福祉部長

何とかしたいという思いはあるのですが、ここでとりあえず予算の関係も絡みますので、70円を100円にするという形でもしも御理解が得られれば事業の継続というのは12月までは可能であると先ほど財政部次長も話をしておりました。そういったことであれば事業は続けることはできるのでしょうかけれども、それがもし70円を100円にするということを御理解いただければ、なかなか続けていくのは中央バスのほうでも難しいという話をしておりますので、否決された場合にはもう一度、中央バスにはチャレンジはしてみますけれども、これが無理ということであれば事業を継続するのは難しいというふうに考えています。

○面野委員

先ほど横田委員も予算を議会にぶつけて否決されたら、議会のせいにするのかというようなことでしたが、今、遠回しにそういうようなお答えをされていたというふうに私は判断しました。

現状はわかりましたので、次に、私の最後の質問ですが、同文書に、第22号に、対キロ路線の市内区間におけるふれあいバスの適用部分について記載がありますが、これについては議会へ何の報告もまだありませんが、この対キロ路線の市内区間におけるふれあいバスというのは、どのような事業で、負担分、それに加えてその負担分の総額についてお示してください。

○（福祉）地域福祉課長

小樽市内の路線は220円のところが多いのですけれども、例えば朝里川温泉線、余市線など、1乗車の料金220円を超える部分の取り扱いについてのことであります。

この部分につきましては、本制度が始まった平成9年以降、結局220円を超える区間の分は事業者負担でお願いしている形になっております。過去に1回、定例連絡会議でこのお話を中央バスからされまして、市でも一応課題としては認識しておりますけれども、具体的に細かい協議とかまではしておりません。額につきましては、金額は聞いていないのですけれども、小さくはない額だということで中央バスからお話がありました。

○面野委員

今、御説明いただきましたが、市長、小さくない額を、いまだに中央バスに御負担していただいている、その事実というのを今、御存じでしたか。

○市長

私も副市長も、この案件をもって改めて確認したところでございます。

○面野委員

質問ではありませんが、やはりこのたびの本会議から予算特別委員会を通してふれあいバスの審議がなされてきましたが、やはり何か市長には、ふれあいバスに関しては軽く見ているのだなという認識を受けました。

○高橋（龍）委員

今回、ふれあいバスに限らずですけれども、非常に整合性がとれない答弁が多過ぎて疑惑といいますか、疑念といいますか、市長答弁に端を発した空転が頻発しているので、私は極力わかりやすく質問しますので、若干重複あるかと思いますが、正確にお答えいただければと思います。

◎ふれあいバスの口頭合意の件について

まず、口答合意の件について伺います。3月9日に本年度の事業継続への協議を続けていくことを口頭で合意したという答弁がありましたけれども、具体的にどの段階で合意形成がなされたというふうに、みなしているのでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

3月9日の協議の際に、中央バスから減便や路線見直しを行ってきたが市内路線の赤字が続いている。平成29年度に向けて、これまでどおりの事業者負担は難しいとのお話がまずありました。

市からは、アンケート調査を実施して、今後、制度のあり方を検討していく中で負担割合を考えていきたいという話をするなど、お互いの意見を出し合って協議しまして、それで、その日の話し合いの最後のほうになるのですけれども、こちらから、まずは現行の事業者負担30円でスタートして、負担割合額の協議は継続していくことよいかということをお話しさせていただきました。それに対して中央バスから、これまでの経緯もあることから、4月1日の事業スタートに向けて進めましょと、そういうお話をいただきましたので、ここで合意形成がなされました。

○高橋（龍）委員

この口答合意とは、非常に今回の議論に関して重たい意味を持っているのかなと思うのですが、そもそも事務方の折衝で合意をしたというふうに言っているものなのかどうかお伺いします。

○（福祉）地域福祉課長

協議とか手続は、ことに限らず全て小樽事業部と行っておりますので、問題ないものと考えております。

○高橋（龍）委員

◎協定書について

では、次に伺います。

協定書は例年であれば、どの時期に結ばれるものなのでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

日付的には4月1日付で締結しております。

○高橋（龍）委員

締結に向けての動きは、どのくらいから始まりますか。

○（福祉）地域福祉課長

実際、事業の話の内容は大体1月ぐらいから細かい点を打ち合わせし出すのですが、具体的に、協定の締結の話は、例年3月の中盤以降で第1回定例会が終わった後に、予算確定した後に具体的な話をしている状態です。

○高橋（龍）委員

では、過去に本年のような協定書がない状況で事業が動き出したというケースはありましたか。

○（福祉）地域福祉課長

調べた範囲ではありません。

○高橋（龍）委員

そうですね。今回、協定書がなく動いたことのそもそもの原因はどこにあったと感じますか。事業者負担の軽減に関しては、昨年から話があったと聞いていますけれども、ほかの委員も言っているように、市長はそれを軽く見ていたのではないかなと感じるのです。ここに、その見通しの甘さがあった、確認も不足していたという認識は、市長にありますか。

○市長

皆様から見通しが甘かったのではないかと御指摘がありますけれども、皆様の観点でいけばそういう部分もあったという部分はあるのかもしれませんが。

しかしながら、市として財政状況が厳しいという件、また、ふれあいバスにおいて、アンケート調査をとり、それに基づいて具体的な制度設計に入っていくということ、そのようなことを踏まえながら、当然、事業者の方々と折衝していく中で、キャップで1億5,000万円という話もありましたから、やはりその状況を加味しながら調整を図っていくものだというふうには思っておりますので、私としては、見通しの甘さというよりも、その観点を持ってずっと相手方とやりとりをさせていただいたというところでございます。

○高橋（龍）委員

今、財政のお話もされていましたが、ただ協定書に関して締結をされていない、そもそも論として協定書がないという状況を把握していなかったわけですよね。協定書について、市長は5月18日になって結ばれていなかったことを知ったというふうにおっしゃっていましたが、原課に伺います。5月18日に誰が報告しましたか。

○（福祉）地域福祉課長

5月18日は、福祉部長、福祉部次長と私で市長に説明しておりますが、4月27日、先日の起案なのですが、この説明に4月27日に市長のところへ行っておりますので、その時点で協定が結ばれていないということと、結局結

ばれていない原因、内容、その辺の詳細は説明いたしました。

○高橋（龍）委員

では、副市長、今、4月27日の話があったので、その以前、4月27日以前、例えば副市長から報告をしたということもなかったですか。市長に対して協定書が結ばれていないということを4月27日以前に副市長から市長にお伝えとかはしていなかったという認識でよろしいですか。

○副市長

3月29日に中央バスの常務と会う前に、こういう趣旨で参りますと、こういう方向で話してきます、それから終わった後、こういう方向で話してきましたということを報告しました。

以前も答弁したのですが、私が平成28年の2月に就任しました。市長はその約1年前に就任していて、議会でふれあいパスが議論になっていたので、私とすれば、市長はふれあいパスのことについては知っているだろうという認識がありましたので、ふれあいパスの協定書のことを言ったかどうかは別にして、明確に覚えているのは負担割合のこともめていますと。向こうから何とか上げてくれということに来ていたことに対して、このように答えてきます、またはこのように答えてきましたということなので、明確に協定書のことを題材にして話したかという、さしたる記憶はないのですが。

○高橋（龍）委員

なぜ、このようなことを聞くかという、今回この質問に対して、ほかの委員の方も触れられていましたが、訂正や一部撤回などもありましたけれども、9月27日の予算特別委員会において、面野委員への答弁の中で、毎年締結するというのも5月18日に聞いたというふうにおっしゃっていましたよね。今年度のものが結ばれていないことどころか、毎年やるということも知らなかったというふうに。そしてさらにひっかかるのが、面野委員への答弁で、協定書を締結していないことを正確に把握したのは5月18日ですというふうにおっしゃったのです。通常であれば、協定書のことについて、大体4月上旬には報告を受けていたのではないかなというふうに考えるのです。普通の対応であれば。

また、今、地域福祉課長からお話がありましたけれども、4月27日に起案のことで話があったというふうにお答えもいただきました。つまりまた、言葉遊びのようなもので責任逃れをしようとしているように見えてしまうのです。というのも、今までの答弁の傾向からいうと、「正確に」の部分の解釈で、大まかには聞いていたというようなことを後になってから訂正されないためにも、はっきりお答えいただきたいのです。本当に知ったのは5月18日で間違いないですか。4月27日ですか、どちらですか。

○市長

面野委員のときにも答弁いたしましたけれども、私は正確に把握したのは5月18日でございます。

○高橋（龍）委員

その「正確に」の解釈をお聞かせいただいているいいですか。軽くは聞いていたのですか。

○市長

4月27日のお話もありますけれども、やはり基本的にそのときに御報告を受けた内容としても、つまりは中央バスのほうで負担割合を変えてほしいのだと、それについての調整が難航している。その内容について、その日に御報告は受けていたというふうには思っておりますが、その中で協定書を結べないということは原課からお話があるように、私には説明をしていたと思いますけれども、そのときにおいて、私がそれを正確にそのときには把握ができていなかったということでございます。

○高橋（龍）委員

そうなのです。だから結局、すごく大事な報告を受けていたのに、聞いていなかったということですよ。言ったら、聞き逃していた、把握していなかったという言い方ですけども、結局は聞いていなかったのですよ。だか

ら、先ほど言ったように認識が不足している、軽く見ていたのではないかとと言われるのは当たり前ではないですか。

それで、協定書がないことについて、5月18日に正確に聞きましたと。その後、市長はどういうふうに行動をとりましたか。つまり、説明があった後に、今後の動きの指示などの有無、どうだったかということなのですが、そのときに、報告を受けた原部、原課の皆さんにどのように指示をしたか覚えていますか。

○市長

一字一句までは恐縮ですが、申しわけないですが言えませんけれども、副市長がその間調整に入っていたので、やはり改善を図るために引き続きしっかりやっていただきたいということでお話をしたというふうに認識しています。

○高橋（龍）委員

改善を図るためにしっかりやっていただきたいという、かなりざっくりとした指示をされたということですね。ここは置いておいて、次に移します。

本来4月からの請求に対しての支払い、支出負担行為は小樽市財務会計規則と小樽市事務専決規程に基づいて行われたということで御答弁ありました。それで本日の冒頭、総務部長の発言において、顧問弁護士の見解として口頭での契約が無効とは言えないというふうにおっしゃっていました。これは間違いのないと思うのですが、今まで口頭での合意という言葉は、3月16日、先ほど私も質問させていただきましたけれども、協議を続けていくという合意、これはありましたよ。ただ、口頭での契約とは、どのタイミングのことなのでしょうか。いつ、誰が誰と、どのような内容で行ったものを契約というふうに、口頭での契約というふうに呼んでいるのですか。

○（福祉）地域福祉課長

3月9日の日に、私と小樽事業部で協議した際だと考えます。

○高橋（龍）委員

総務部長にお伺いしたいのですが、今の口頭での合意というものと同じものだと思うのですが、これは契約に当たるのですか。

○総務部長

顧問弁護士からは、民法上は口頭でも契約は成立するというので伺ってございます。

○高橋（龍）委員

改めて、もう一度伺います。

3月9日のときは、協議を続けていくことを合意したわけですよ。だから、支出に関して幾らとかという話ではないはずなのですが、それでも顧問弁護士の方、そこを正確に聞いていただけましたか。

○（福祉）地域福祉課長

このときの合意した内容なのですが、まず、市民の皆様に混乱を与えないために事業をスタートするということと、負担割合については引き続き協議をしていく、変更するだとか、どうする、こうすると約束するのではなくて、協議をしていく。それと、それが決まるまでは昨年度の負担割合で請求する、この点で合意しています。

○高橋（龍）委員

◎中央バスとの交渉について

では、次に移りますが、またもう一つ気になるのが、小樽市事務専決規程において、第5条で、「疑義のあるもの又は将来紛議若しくは論争のおそれのあるもの」という文言を根拠として支出をしています。それにもかかわらず、議会への説明がありませんでした。疑義があるもしくは紛議、論争のおそれがあるにもかかわらずですよ。

副市長は、3月22日時点では、調べてから報告をと考えたというふうにおっしゃっていましたが、では、市長は5月18日に知りました。議会報告をしたほうがいと市長自身は思いませんでしたか。

○市長

今までも副市長からも答弁あったかと思うのですが、今そういう意味では交渉中であって、方向性がしっかり見出してから議員の皆様にお伝えをすべき、いわゆるそのように対応することが必要であるというふうにお話もしていて、私自身もその話を受け、自分自身もそのように判断したところでございます。

○高橋（龍）委員

交渉中であつたからということですが、交渉が調っていないから疑義があるもしくは紛議論争のおそれがあるというわけではなくて、そもそもこの負担割合の変更に関して調べてからでも紛議論争のおそれがあったわけですよ。その中で、議会に対して報告をしないというのは非常に議会軽視と皆さんおっしゃっていますけれども、私もそう思います。ただ、ここは深く突っ込んで時間がないので、次に移りますけれども。

9月26日予算特別委員会の中で佐々木委員への答弁で、本年の8月28日に中央バスへの面会を打診していたが先方の都合で結果的にお会いできなかったという旨の御答弁がありました。このとき、面会の目的はどういったものでしたか。アポイントをとる際に、どういう内容で会おうと言ったのでしょうか。

○市長

担当が事業者に対してどう表現したかは、ごめんなさい、今私はわかりませんが、私が担当をお願いしたのは、私のほうで中央バスの社長に、いろいろ考え方のすれ違いもあったようなので、きちんとそれを改善を図りたいということを含めてアポイントをとってほしいということでお伝えしたところでございます。

○高橋（龍）委員

今の御答弁をようやくというか、つまり8月28日に面会ができていれば、6月22日に中央バスからいただいた文書の中での抗議に対して、認識にずれがあったということを説明するつもりだったと、そういうことでよろしいですね。合っていますか。

○市長

そのことも含めて、これからのやはり中央バスと市と、法定協議会のお話もちろんありますし、またこのたびふれあいパスにおける予算を今上程させていただいておりますけれども、それがその結果が出た中でそのお話もできればというふうには思っているところでございます。

○高橋（龍）委員

今のお話でも、これについても私の中では疑義を拭き切れないのですが、佐々木委員からの質問でも、もし6月22日の中央バス側からの文書で抗議をされた部分に対して、本気でおわびする意思があったとすれば、なぜ3カ月放置したのかというふうに聞かれていましたよね。それに対して、突如8月28日の会談の話を持ち出してきたのですけれども、その会談の打診したのは時期的にはいつで、誰からだったのですか。日にちまではいいですが、いつごろと……

わからないならあれなのですが、感覚的に、結構前からなのか、直前になってからののか、多分市長発信だとは思っている。会いたいという。

(発言する者あり)

そうそう。会いたいと思うのは市長発信だと思うのですが、どのくらいの時期だったというふうに考えますか。1カ月前なのか、それとも2カ月前、直前なのか。

○市長

高橋龍委員はその間放っておき放しだったのではないということも含めてお聞きになられていると思うのですが、その間、その後に副市長も含めて相手側に、私の意も含めてお伝えいただくということも続けて行っておりますので、放っておいたというわけではございません。

しかしながら、私自身が直接お会いしたいというお話をさせていただいたのは、ごめんなさい、日付は8月26日

だったかと思うのですが、その次の日だったかと思えますけれども、担当にアポイントをとってほしいということでお伝えをさせていただいたところでございます。

○高橋（龍）委員

8月26日、わからないですけれども、8月26日は土曜日なのです。小樽天狗山夜景の日なのです。次の日といったら、日曜日で若干間違えているか、あれがあるのかもしれないとは思っているのですが、ただ、その問題ではなくて8月28日の段階では、この第3回定例会も開かれていなかったわけです。つまり、言及という言葉の市長の見解、いろいろありましたけれども、その時点ではあるところまで及ぶ云々といったものだったのです。本会議での答弁でもその持論を展開されていました。

認識にずれがあると最初から思っていたのであれば、説明というよりも釈明と言ったほうが正しいと思えますけれども、すぐに先方に文書で回答できるはずですよ。もし6月22日にその抗議をいただいて、それに対して認識にずれがあると既に思っていたのだったら、すぐに回答できるはずなのです。そう考えると、8月28日、たまたま会談の話があったから、そのときに答弁の中で持ち出してきた。だから、つまり8月28日にはわびるつもりなんてなかったのではないかなと思うのです。そうでないと整合性がないように思われるのですけれども、これはいかがでしょうか。

○市長

今の高橋龍委員が御質問されている意図に的確な答弁になるかはわかりませんが、恐縮ですが、繰り返しになりますが、そのような書面がこちらに届いた中で、それまでも幾つか書面におけるやりとりをさせていただいておりましたけれども、そのことも含めて文書でお返事をするということだけではなくて、結果的には名代という形ではありましたが、副市長に実際に行っていたりとか、そういうようなことも含めて誤解を解いていただくというそういう方法をとっていったということでございます。

整合性がとれないというところにおいてのほうが、少し答弁として合わないかもしれませんが、その間いろいろやりとりをさせていただく中で負担割合の話も出て、そして調整等も含めて最終的に私自身も社長にお会いしなければということもありましたし、当然に第2回定例会でも御指摘されていた言葉のすれ違い等も含めてありましたので、それも含めて相手方にお会いし、その認識の違いについてしっかり整理をしなければならない、そういう思いも持っておりましたので、そういう観点において打診をさせていただいたというところでございます。

○高橋（龍）委員

会談の打診をしたのも二日前ぐらいだという中で、そんな誠実さが見られているのではないかなというふうにも思うのですが、そもそもすぐにすれ違いに関して市長御自身が認識していたのであれば、すぐに釈明できるにもかかわらず抗議に対して回答をしていなかったという、これが真実だとしたら、すごく不誠実だと考えます。

また、本当は減給云々、議会での発言が後づけの理由で議会の追及を逃れるためにそのように答弁していたら、どうかと。抗議文のうまい言いわけが見つからないから何も言えなかったとしたらどうでしょう。これまた極めて不誠実なのです。さらに議会答弁はうそだと、どちらであったとしても、言い方が悪いかもしれませんが、無責任もしくは虚偽答弁という二択になるわけです。そしてまた、結果的にまだ文書での回答もしていないと、中央バスの牧野社長にもお会いできていないと。これで信頼関係を築けると思いますか。それとも、いつものとおり相手次第ですというふうにおっしゃいますか、市長いかがでしょうか。

○市長

改めて機会を見て、こちらからアポイントをとらせていただいて、お会いする機会がありましたら、そのすれ違い等において解消が図れたらというふうには思っておりますし、それが図れた後においては、ふれあいパスはもとより、法定協議会等も含めて公共交通における発展に向けて、ともに対応できるのではないかなと思っているところでございます。

○高橋（龍）委員

本来、本当に非があったというふうに思っているのだったら、文書に対して速やかに市の側からも、おわびもしくは釈明をするのが筋だというふうに考えるのです。直接会いたかったというふうに市長はおっしゃるかもしれませんが、8月28日以前の早い段階で面会を申し入れなかったのは、ではなぜなのでしょう。

○市長

副市長もいわゆる市長の名代としてその重い役割を担ってその間伺っているところでございます。ですので、それを差しおいて私からただただ行くということではなくて……

（「直接話したいと言ったんでないの」と呼ぶ者あり）

（「市長に抗議されているのですよ」と呼ぶ者あり）

（「直接社長とお話ししたいって言ってんじゃないですか」と呼ぶ者あり）

調整における状況を見ながら、そのタイミングというものを見計らうべきだというふうに思っておりますので、結果そのようになったというふうに認識しております。

○高橋（龍）委員

わかりました。先に地ならしをしてほしかったということですね。

面会が8月28日になかなかたのであれば、先ほど申し上げたように、速やかに文書を返さないといけないと思いますが、市長はその後、御自身で文書をつくろうとしましたか。または、原課ないし所管になるのかわかりませんが、そういったおわびの素案みたいなものをつくるように指示はしていましたか。

○市長

文書をつくるようにという指示は私からはしておりません。しかしながら、皆様から御指摘されておりますけれども、文面だけでやりとりをするのではなくて直接お会いすることのほうが重要だということで、先ほど高野委員からもお話がありましたけれども、私としても直接お会いをするということで、その意も含めてお伝えしたいなと思っております。

○高橋（龍）委員

では、このケースにおいて、抗議に対して何も回答がないというふうになった場合、もし中央バスの牧野社長の立場であったら、どういうふうに感じるでしょうか。私がもしその立場だったら、市長は抗議文に対して重要だと感じていないとか、また逃げているのではないとか、そういうふうに考えますけれども、市長はどうでしょうか。御自身が先方の立場であったら、どういうふうに思いますか。

（「仮定のことには答えられない」と呼ぶ者あり）

○市長

恐縮ですが、その気持ちそのものにおいては、今私としてははかることができません。

○高橋（龍）委員

済みません、少し最後に説教させてください。

感情論という言葉を出して市長、予算特別委員会で使っていましたけれども、対外的な交渉、企業との付き合いという場面では、相手の気持ちを考えていかないといけないわけですね。相手の気持ちをしんしゃくすることに非常に欠けていると感じます。

中央バスもあくまで市の事業に協力をしてくれるという構図を忘れてはいけないと思うのです。先ほど高野委員もおっしゃっていましたが、通常であれば負担は市の事業なので、百ゼロであって、事業者負担をしてきたことがそもそも市にとっては非常にありがたい話なのではないかなと思うのです。これは中央バスの肩を持つわけではないですけども、事業者とのかかわり方という、そこを忘れてはいけないのではないかなと。

それで最後、市長の所感をお伺いしたいのですが、その前にもう少しだけしゃべってもいいですか。

今回の一連のふれあいパスの問題について、市長の責任、私は非常に重いと思っています。議会答弁は全て真実であるというのが当たり前ですが、答弁の整合性がとれない点が多過ぎます。私だけではないと思いますけれども、この問題をシンプルに言うと、市長が中央バスとの関係性を下手打ってこじらせた、それを現場の職員が尻拭いをしているというふうな構図に見えるのです。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

市役所という組織の中では、市長がトップです。ただ、職員の皆さんはあなたの召し使いでも奴隷でもありません。口頭合意の件でも抗議文についても、原課の職員が骨折ってくれているわけです。感謝の言葉を述べるどころかひたすら負担をかけ続けていると。トップがやったことの尻拭いを部下がやるって本末転倒ではないですか。トップが責任をとるから職員の皆さんが動けるわけです。それを肝に銘じてほしいなと思います。

最後、先ほど言った中央バスとのかかわり方、改めてふれあいパス制度について、市と中央バスの役割、市長の見解を求めます。どういうふうな役割だと思っていますか。それぞれが。

(「最後まで市長が締めればいいでしょう」と呼ぶ者あり)

○委員長

市長、いかがですか。市長に聞きました。

(「地域福祉課長でも構いませんよ」と呼ぶ者あり)

○(福祉) 地域福祉課長

市の役割ですね、まず役割につきましては、市の役割としましては、事業目的である高齢者の積極的社会参加、生きがいの創出を推進、支援できるようにということで。また事業者は、市民を安全に移送するといったことが一般的な役割と考えられますけれども、公共交通というのは、医療だとか福祉、商業振興と非常に幅広く関係して密接につながっているものでありますので、それぞれが単独で役割をこなすというよりは、これからは地域住民の生活維持のために連携して施策展開していく、そういうことが求められてくると思います。

それと、事業者のかかわりですけれども、このふれあいパス制度は平成 9 年度に始まりましたが、市の事業とはいえ、中央バス、ニセコバス、JR 北海道、ジェイ・アール北海道バス、事業者の御協力があったからこそここまで続けてこれたものというふうに考えております。

それで、この人口規模の都市で、ここまで市内にバス路線が張りめぐらされているまちというのはほかにもないですし、それと実際にバスの乗務員がふれあい回数券を車内で販売していただいて、ふれあいパス事業の説明までしていただいています。そのほかにも、観光の部分もそうですし、高齢者施設の運営だとかという部分でも非常に地域貢献、支援の協力、非常に大きな部分でやっていただいているという認識を持っておりますので、まだ協議していかなければならない課題はたくさん残っていると思いますが、今後も誠意を持って引き続き信頼関係、協力体制を築いていけるように原部としても努力していきたいと思っております。

○高橋(龍) 委員

すばらしい御答弁ありがとうございます。市長、ぜひ見習ってください。

○委員長

民進党の質疑を終結いたします。

以上をもって、質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。